

企画提案競争審査基準

1 業務名

令和8年度川俣町移住・定住等支援業務

2 一次審査の評価方法及び基準

- (1) 参加申込時の提出書類をもとに、別添「令和8年度川俣町移住・定住等支援業務企画提案競争審査表（一次審査）」により評価を行う。
- (2) 評価項目は「事業者の評価①」及び「移住・定住に対する考え方②」2点で行う。
- (3) 「事業者の評価①」は、東北6県内での同種又は類似業務に係る実績件数（配点20点）とする。
- (4) 「移住・定住に対する考え方②」は、事業者が考える移住・定住の在り方、移住・定住施策の方向性、具体的なアイディア（配点30点）について評価する
- (5) 審査委員一人あたり、1事業者50点の持ち点で計算する。
- (6) 評価点が同点の場合は、第1に「移住・定住に対する考え方②」の視点、第2に「事業者の評価①」の順に高い順で順位を決定する。
- (7) 個別順位の上位3者（最大）を一次審査通過者とする。
- (8) 最低評点は6割とし、一次審査の結果、評点が6割に達していない審査員が一人でもいる場合は、優先交渉権者として選定しない。
- (9) 審査委員は、6名とする。

3 二次審査の評価方法及び基準

- (1) プレゼンテーション（提案書等）をもとに、別添「令和8年度川俣町移住・定住等支援業務企画提案競争審査書（二次審査）」により評価を行う。
- (2) 評価項目「①業務支援に係る提案愛内容」の評価基準は、実施方針、移住・定住窓口業務コンセプト、支援体制、工程管理、当該業務の10年後のあるべき姿の5点（配点45点）で行う。
- (3) 評価項目「②移住・定住に対する考え方」の評価基準は、事業者が考える移住・定住の在り方、移住・定住施策の方向性、具体的なアイディアについて、4つの視点（配点45点）で行う。
- (4) 評価項目「③同種・同類業務の受託実績」の評価基準は、東北6県内の実績件数について評価（配点5点）する。
- (5) 評価項目「④当該業務に係る見積り金額」の評価基準は、提案されている業務内容に対して適正な見積り額であるかについて評価（配点5点）とする。
- (6) 審査委員一人あたり、1事業者100点の持ち点で計算する。
- (7) 評価点が同点の場合は、第1に「②移住・定住に対する考え方」の評価点、第2に「①業務支援に係る提案愛内容」の評価点、第3に「③同種・同類業務の受託実績」の評価点、第4に「④当該業務に係る見積り金額」の評価点の順に高い順で順位を決定する。

- (8) 最低評点は6割とし、二次審査の結果、評点が6割に達していない審査員が一人でもいる場合は、優先交渉権者として選定しない。
- (9) 審査委員は、6名とする。

4. その他

プレゼンテーションに使用する機器関係（プロジェクター）は次のとおりである。

なお、プレゼンテーションに必要となるその他の機器（PC端末や指示棒・レーザーpointer等）については、企画提案者で準備すること。

メーカー・型番	B e n Q MW855UST+	
入力端子	HDMI端子	ケーブル有
	VGA端子	ケーブル有